

射水市中小企業等上下水道料金支援金の給付について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の中小企業等に対し、国の緊急事態宣言期間の前後に使用した上下水道に係る水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）の2分の1相当額を支援金として給付する。

（全都道府県への緊急事態宣言期間：令和2年4月16日から5月14日まで）

1 給付対象者

国の持続化給付金又は市の中小企業等事業継続支援金の受給者のうち、市内で水道又は下水道を利用し、令和2年4月から7月の間に請求を受けた事業者とする。

参考1 実使用期間と請求月（検針定例日15日の例）

検針区分	2月	3月	4月	5月	6月	7月	請求回数	
偶数月	検針期間		請求	検針期間		請求	2回	
奇数月	検針期間		請求	検針期間		請求	2回	
毎月	検針期間		検針期間	検針期間	検針期間	検針期間	請求 請求 請求 請求	4回

水道メーターの口径が50mm以上は毎月検針、その他は隔月検針（地区により奇数月・偶数月に分類）

参考2 国の持続化給付金・市の中小企業等事業継続支援金の主な対象要件（詳細要件省略）

国の持続化給付金

令和2年1月から令和2年12月の間で、事業収入が前年同月比50%以上減少した月があること。

市の中小企業等事業継続支援金

令和2年1月から令和2年12月の間で、事業収入が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。

2 給付額

令和2年4月から7月の間に市から請求を受けた上下水道料金の2分の1相当額

参考 給付額は次の合算額とする。

市から請求を受けた算定対象月の水道料金の総額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）

市から請求を受けた算定対象月の下水道使用料の総額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）

3 申請期間

令和2年8月中旬（予定）から令和3年3月19日まで

射水市中小企業等事業継続支援金の申請期限（令和3年2月15日）から約1か月後を期限とする。

4 申請及び給付方法

市ホームページ、市広報等により周知を行い、原則として郵送により申請を受付ける。
申請受付から2～3週間を目安に給付を行う。

5 予算

費目：商工費・商工業振興費・中小企業等上下水道料金支援費

予算額：180,300千円

支援金（補助金）180,000千円、通信運搬費300千円